最終更新日：2016年3月29日
株式会社ゼロ
代表取締役社長　北村　竹朗
問合せ先：執行役員経営企画部長　高橋　俊博
証券コード：9028
http://www.zero-group.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的枠組み（経営監督機能、リスクマネジメント、コンプライアンス、アカウンタビリティー、及び経営効率の向上）を適切に構築することにより、株主利益の増大に努めることであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補助原則１－２－２　株主総会における議決権行使】
当社は、法令に定められた日程に基づいて招集通知を発送しております。今後、株主の皆様が株主総会付議議案について充分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送について検討してまいります。また、発送日前にTDnetや当社ホームページでの公表についても検討してまいります。

【補助原則１－２－４　株主総会における議決権行使】
当社は、インターネットによる議決権行使および招集通知の英訳について実施しておりません。今後、当社の株主総会の議決権行使状況および株主構成等を考慮し、これらが必要と判断した場合、実施いたします。

【原則３－１（５）　情報開示の充実】
当社は、株主総会参考書類において、社外役員候補者の選任理由を記載しております。社外役員以外の候補者の選任理由を記載することにつきまして、今後検討してまいります。

【原則４－８、補助原則４－８－１、補助原則４－８－２　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、従来より社外監査役１名を独立役員として選任しておりましたが、これに加えて本年度より独立社外取締役を１名選任いたしました。今後、取締役会の在り方、独立社外取締役の複数選任等について検討してまいります。

【原則４－１０、補助原則４－１０－１　任意の仕組みの活用】
当社は、監査役設置会社であり、任意の機関を設置しておりませんが、今後、任意の機関の設置・活用等について検討してまいります。

【補助原則４－１１－３　取締役会全体の実効性の確保のための前提条件】
当社は、取締役会の実効性の分析・評価および開示につきまして、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】

１．保有方針
当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し、保有する場合があります。取引先の株式は、取引関係の強化、特に当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けます。

２．議決権行使方針
保有株式に係る議決権の行使については、株主価値が大きく毀損される場合などを除き、取引先との関係強化に生かす方向で議決権を行使するものとします。

【原則１－７　関連当事者取引】
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、当社や株主共同の利益を害することのないよう、会社法および社内規程の定めに従い、取締役会の承認を得ることとしております。

【原則３－１　情報開示の充実】

（１）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念および経営計画の概要につきましては、当社のホームページに掲載しております。

（２）本コードのぞれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「１．基本的な考え方」に記載のとおりであります。

（３）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
有価証券報告書の「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法」に記載しております。

（４）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者の指名に当たっては、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる資質を備えた者を指名することとしております。
それに際しまして、広く人材を候補者とすることとしており、代表取締役3名による慎重な検討を経て、取締役会において決定いたします。
また、監査役候補者につきましては、当社の経営が健全に行われていることを適正に監査することができる資質を備えた者であることを指名に当たっての方針とし、監査役会における検討・同意を得た上で取締役会において決定いたします。

（５）取締役会が（４）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補助原則４－１－１　取締役会の役割・責務】
当社の取締役会は、当社の経営に関する重要な事項および法令・定款の定めにより、取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うものとしており、その他の事項に係る決定につきましては、その重要性および性質等に応じて、業務執行取締役・執行役員等の業務執行者に委任しております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性基準及び資質】
当社は、社外役員独立性基準を有価証券報告書に記載しております。

【補助原則４－１１－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役の員数を12名以内と定款に定めております。当社の取締役会は、取締役となる者の知識・経験・能力多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況を勘案した上で、定款の定めの上限の範囲内で取締役会を構成しており、現在の員数は適切であると考えております。また、取締役候補者の指名に当たっては、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて貢献できる資質を備えた者を指名することとしております。それに際しまして、広く人材を候補者とすることとしており、代表取締役3名による慎重な検討を経て、取締役会において決定いたします。

【補助原則４－１１－２　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、当社の取締役および監査役の兼任状況につきまして、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載して、毎年開示しております。

【補助原則４－１１－３　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補助原則４－１４－１　取締役・監査役のトレーニング】
当社の取締役・監査役は、充分な知見が備わっている者と認識しておりますが、必要に応じて研修の実施、学習の機会の提供や、要望があれば費用を負担するものとします。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との対話全般につきまして、代表取締役社長をはじめとした経営幹部が担当いたします。
上記を補佐する役割として、経営企画部、経理部、総務・人事部の各担当者が相互に連携をとっております。
株主との対話の手段として、IRを担当する経営企画部が窓口となって受付をするとともに、半期ごとに開催するアナリスト説明会では代表取締役社長が自ら説明しております。
これらのIR活動を通じて得られた意見等は、必要に応じて、経営会議、取締役会等で適切に報告をされております。
また、株主との対話に当たっては、インサイダー情報の漏洩のないよう、適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Zenith Logistics Ltd.	5,634,302	32.08
SBSホールディングス株式会社	3,577,500	20.37
Zenith Logistics Pte. Ltd.	3,062,400	17.43
東京海上日動火災保険株式会社	638,298	3.63
株式会社フジトランスコーポレーション	363,900	2.07
資産管理サービス信託銀行(信託E口)	357,100	2.03
株式会社横浜銀行	330,900	1.88
栗林運輸株式会社	255,400	1.45
株式会社商船三井	238,500	1.35
株式会社カイソー	218,400	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	Tan Chong International Ltd. （上場:海外）（コード） ―――

補足説明 更新

1. 当社は、自己株式610,632株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. Zenith Logistics Ltd. および Zenith Logistics Pte. Ltd. の2社は、平成28年3月24日付で連名にて関東財務局宛に大量保有の変更報告書を提出しております。2社からは、平成28年3月22日時点において、所有株式数および発行済株式総数に対する所有株式数の割合について、下記の異動が生じている旨の報告を受けております。

・Zenith Logistics Ltd.
所有株式数:6,480,302株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:36.90%

・Zenith Logistics Pte. Ltd.
所有株式数:2,216,400株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:12.62%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

平成27年6月期において支配株主等との取引はございませんが、今後新たに取引が行われる可能性が生じた場合においても、他の一般の取引条件と同様、市場価格等を参考にした合理的な条件による取引を基本方針とし、少数株主が不利になることのないよう対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Tan Chong International Ltd. は、当社議決権の過半数を間接的に保有しており、当社の親会社にあたります。
当社は親会社と緊密な協力関係にありますが、独自に事業活動を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鎌田　正彦	他の会社の出身者							○				
上村　俊之	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田　正彦		SBSホールディングス株式会社 代表取締役社長	鎌田正彦氏は、当社のその他の関係会社であるSBSホールディングス株式会社の代表取締役社長であり、同氏の物流業界における企業経営者としての豊富な経験を活かし、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため、選任しております。
上村　俊之	○	クリフィックス税理士法人社員 公認会計士 税理士	上村俊之氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、公認会計士および税理士としての専門的な知識・経験等を活かし、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため、選任しております。 なお、当社の社外役員独立性基準に基づき、同氏を東京証券取引所の規定する独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
年1回、監査役は会計監査人から監査計画、方法の概要を聴取するとともに、会計監査人に対して監査への協力依頼を行っています。また、期末および四半期決算に関する会計監査人による監査結果報告をはじめ、期中においても随時、監査意見の交換を行っています。なお、期末および四半期末における会計監査人による棚卸実施時には監査役の立会いを実施しています。

【監査役と内部監査部門との連携状況】
監査役の監査計画の中で、内部監査部門である監査部との連携を密にして連結経営に即した監査を行う旨定めております。そのため監査部とは、監査計画や監査方針、監査実施状況などを内容として毎月1回の頻度で会合を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林　暢比古	他の会社の出身者													
鈴木　良和	弁護士										○			
和田　芳幸	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林　暢比古	○	三池工業株式会社最高顧問	小林暢比古氏は、三池工業株式会社において長年にわたる代表取締役としての経験を有しており、同氏の企業経営者としての視点から客観的な監査意見を表明していただくため、選任しております。 なお、当社の社外役員独立性基準に基づき、同氏を東京証券取引所の規定する独立役員に指定しております。
鈴木　良和		シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士	鈴木良和氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、選任しております。 なお、同氏がパートナーをつとめるシティユーワ法律事務所と当社は取引関係にあります。

和田　芳幸		太陽有限責任監査法人代表社員 公認会計士	和田芳幸氏は、公認会計士の資格を有しており、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、平成27年８月27日開催の取締役会において、社外役員独立性基準を策定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成27年９月29日開催の第69回定時株主総会において、株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））を導入することを決議いたしました。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役、監査役および執行役員（親会社の業務執行者を兼務している者、社外取締役および社外監査役を除く）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。
当社の取締役、監査役および執行役員の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし、取締役、監査役および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。
対象となる取締役、監査役および執行役員には、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されるポイントを、１事業年度当たり合計で100,000ポイントを上限に付与し、ポイントに応じた数の当社株式の給付を退任時に受けることができます。
本信託は、平成27年12月18日付で信託契約を締結し、同日付で信託を開始いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年６月期において、社内取締役に支払った報酬は196百万円（退職慰労引当金繰入額43百万円を含む）、社外取締役に支払った報酬は10百万円（退職慰労引当金繰入額0円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬限度額は、平成19年９月25日開催の第61回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、各取締役の報酬等の額はその範囲内で、取締役会の決議により決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポートは経営企画部が実施しております。社外取締役が参加できなかった経営会議につきましては、その議事録や資料を別途送付するなどして、情報伝達を確実に行っております。また社外監査役のサポートは監査役会において社内監査役が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役設置会社であり、会社の機関として取締役会および監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。取締役は9名の体制で、うち2名は社外取締役であります。社外取締役には経営意思決定への全面的な参画を求め、取締役会の機能強化のみならず経営の透明性の向上を図っております。取締役会は、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定や報告、事業の状況についての情報の共有化を図っております。
監査役につきましては、監査役4名のうち3名を社外監査役とする体制とし、年度毎の監査役監査計画に基づき監査を実施しております。監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の状況を聴取して業務執行の全般にわたり監査しております。月1回の監査役会では監査役相互の情報共有を図ることにより、監査機能の充実に努めております。

監査役監査を支える人材・体制の確保の面において、専従スタッフを選任しておりませんが、内部監査を担当する監査部が必要に応じて監査役をサポートしております。
財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況については、次のとおりであります。
・常勤監査役平野俊明氏は、当社経理部長としての勤務経験を有しております。
・監査役小林暢比古氏は、長年にわたる三池工業株式会社の代表取締役としての経験を有し、企業経営者としての経験を通じて、財務および会計に関する業務経験を有しております。
・監査役和田芳幸氏は、公認会計士の資格を有しております。
当社は、社外役員の選任に際しての独立性基準を定めております。この基準に基づき、当社は社外取締役上村俊之氏および社外監査役小林暢比古氏の2氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
業務の執行と監督の分離をして、経営意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、現在7名の体制としております。
取締役、監査役、執行役員を構成員とし、当社の経営機能と組織機能を最も有効、かつ強力に発揮するための機関として、経営会議を月2回開催し、経営に関する重要事項を協議審議しております。
内部監査につきましては、社長直轄の監査部が監査役および監査法人と連携を図りながら計画的に実施し、経営会議で定期的な報告を行うとともに改善・合理化への助言・提案等行っております。
会計監査につきましては、当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は有限責任 あずさ監査法人に所属する袖川兼輔、山根洋人の2氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の経営体制において、十分な議論の上で迅速な意思決定が行われており、監査役4名のうち3名が社外監査役であることから、取締役の職務の執行状況の監督が十分に機能していることを勘案し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月決算であり、3月決算の上場企業とは異なった日程で株主総会を開催しております。
その他	株主総会招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページのIR情報の中で公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	下記日程にて決算説明会を実施しております。 平成27年8月25日（火） 平成28年2月22日（月）	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIRに関する担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス行動規範に、「事業の社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開することにより、お客様はじめ、社会から信頼される企業となるように努めます。」と謳っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの構築の基本方針は次のとおりであり、この考え方に沿って体制の整備を進めております。

1.当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンスの徹底のために、コンプライアンス行動規範を制定する。
・当社グループのコンプライアンスを含むリスク・マネジメントに係る最高審議機関として当社代表取締役社長を委員長とし、当社業務執行取締役にて構成されるリスク管理委員会を設置し、当社グループが関係する法令全般の遵守を含み、これらに限らない広範囲な企業リスクに対し、グループとして取り組んでいく。
・リスク管理委員会の傘下に、コンプライアンス専門委員会として事業関連法規委員会、一般関連法規委員会及び企業活動規範委員会を設置する。各委員会は法令及び企業活動規範に関係する部署の担当管理職を中心メンバーとして構成し、該当する部署と法令及び企業活動規範を管理する。
・監査部は、各コンプライアンス専門委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に経営会議、取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
・組織的または個人的な法令違反行為等に関する当社グループの従業員等からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報者保護規程を定めた上、内部通報制度を設置する。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・社内の重要情報の漏洩及び社外の重要情報の不正持込を防止し、もって社業の発展に資することを目的として情報管理規程を定める。
・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・全ての企業リスクについては、リスク管理委員会の設置を含めたリスク管理体制を構築し対応する。
・災害、品質、システム、情報セキュリティ、日常事務及び車両運行管理等への対応を含む日常的リスクの監視並びに個別対応については、業務分掌に基づき当社グループの各部門が、規程・マニュアルの制定、研修の実施等を含め、担当する。また、かかる日常的リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会に報告するものとする。
・リスク管理委員会傘下の各コンプライアンス専門委員会及び危機対応組織は当社グループの各部門による上記活動をサポートするとともに、企業活動に重要な影響を与える組織横断的なリスク及び突発的なリスクの監視並びに全社的な対応を担当する。また、かかるリスクが発生した場合には、直ちにリスク管理委員会に報告するものとする。
・監査部は当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告する。

4.当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置し、当社グループの基本戦略、事業計画、諸施策並びにグループ経営に重大な影響を与える個別案件を協議審議する。
・当社グループ全体が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を業務執行取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5.当社並びに親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、親会社からの経営の独立を保ちつつ、親会社の企業集団の中で当社の役割を最大限に発揮できるよう、親会社との間で定期的に会議体を設け、情報の共有化を図る。
・当社グループにおける内部統制の構築を目指し、関係会社部を当社子会社の内部統制に関する担当部署と位置づけるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
・当社取締役、部署長及びグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
・内部監査は、当社グループにおける経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化への助言・提案等を通じて、当社グループの財産の保全並びに経営効率の向上を図り、もって社業の発展に寄与することを目的とする。

6.当社子会社の取締役・使用人等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は当社子会社に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査部等の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

8.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務を遂行する際には、取締役、所属部長の指揮命令を受けないものとし、優先して監査役の指揮命令を受けるものとする。なお、当該使用人の人事効果は独立して行われるものとする。

9.当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
・監査役は、次に掲げる社内の重要会議に出席し、経営情報ほか各種情報の報告を受ける。
(1)取締役会
(2)経営会議
(3)品質会議

10.当社子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
・当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

11.当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は、当社監査役に対して報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の方針に関する事項

・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

13.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、公正・客観的視点で実態を正確に把握し、不祥事等各種リスク発生の未然防止・危機対応体制充実に向けコンプライアンスの徹底を図り、当社グループの健全な経営、発展と社会的信頼の向上に留意して、もって株主の負託と社会の要請にこたえるため、監査役監査基準を定める。
・代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

14.財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
・当社及びグループ各社は金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
ゼログループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団、総会屋、ブラックジャーナリズムなどの反社会的勢力との関係を遮断し、これら反社会的勢力に対する金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供および情報誌の購読等の諸要求を断固として拒絶します。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況
上記反社会的勢力の排除を組織的かつ効果的に推進するため、以下の通り対応します。
(1)社内体制
社内においては、これらの団体の排除に向けて全社的な意思統一を図り、対応窓口の一元化、複数の人間による対応や各事業所間での情報共有化など、組織的に対応します。
各事業所で、これらの団体から不当な要求を受けた場合には、必ず、一人ではなく、複数で対応し、ゼロ総務・人事部へ連絡し、指示を受けるものとします。
(2)他企業との連携・情報交換
業界や地域の他企業との間でも関係情報を交換しつつ、業界全体、地域企業で一致団結して、これらの団体の排除に取り組みます。
(3)警察との連携
日頃から、警察等、関係行政機関の通報、相談窓口との、緊密な連携を保ち、不当な要求に対しては、早期に連絡して、適時、適切な指導と支援を要請します。
全国各事業所においても、地元の警察とのパイプを作り、これらの団体から不当な要求を受け、威嚇された場合に相談、支援を受けられる体制作りを進めます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

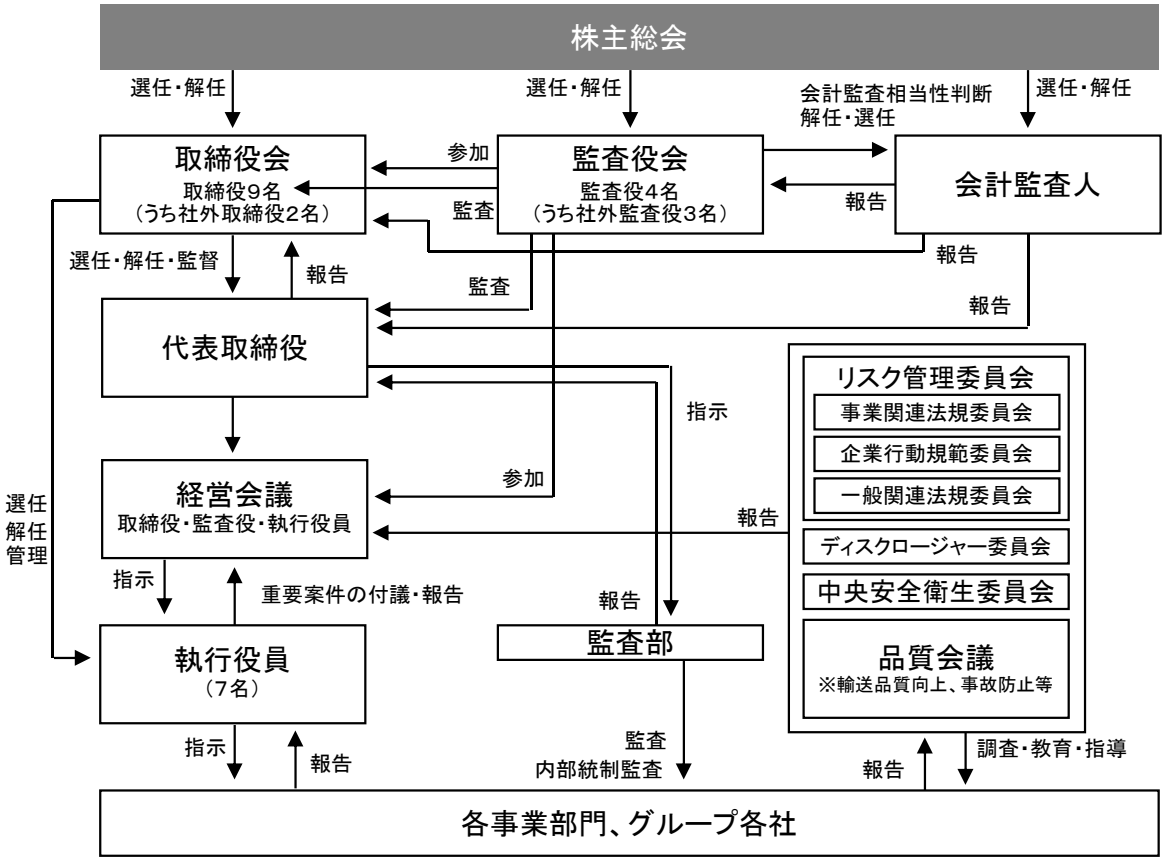
該当項目に関する補足説明

―――

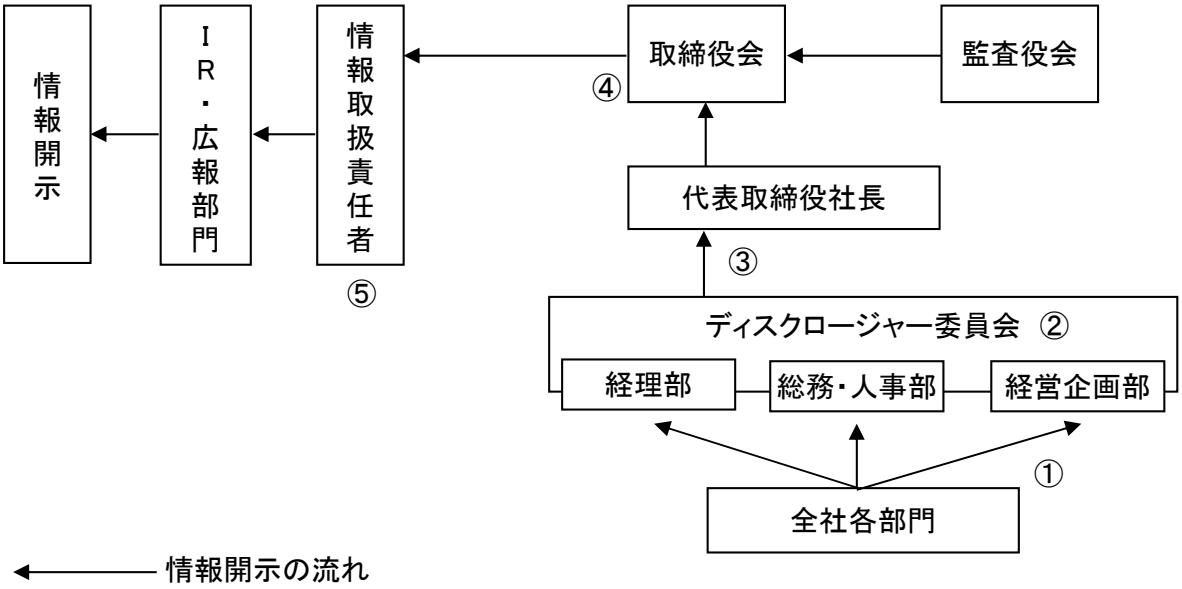
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【会社の機関・内部統制との関係】



【会社情報の開示プロセス及び社内統制関係図】



注）
①全社各部門は情報の発生をディスクロージャー委員会へ報告する。
②ディスクロージャー委員会は、情報の精査と当該情報が「適時開示規則」に該当するか否かを確認する。
③ディスクロージャー委員会は、当該情報が「適時開示規則」に該当すると判断した場合、代表取締役社長へ報告し、取締役社長が取締役会を招集する。
④社外取締役を含めた取締役会において情報開示する旨及びその開示内容を承認する。
⑤情報取扱責任者は、取締役会で承認された内容を情報開示へつなげる。